

令和3年度(2021年度)における工事現場遠隔臨場試行の実施方針

1. 目的

工事現場における遠隔臨場については、令和2年(2020年)6月23日付け建管第405号『工事現場の遠隔臨場に関する試行について(通知)』により、工事現場の遠隔臨場に関する試行要領(以下、試行要領)を通知しているところである。そのため、試行実施にあたっては、試行要領によることを基本とするが、より効果的に試行に取り組むとともに、課題抽出等を実施するため、令和3年度(2021年度)における具体的な実施方針をとりまとめた。

2. 対象工事

令和3年(2021年)5月以降に発注する工事を対象とする。ただし、5月より前の発注工事でも受発注者間協議により有効な試行検証結果が得られると判断した工事や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として遠隔臨場を実施する工事については、対象とすることができるものとする。

対象工事は北海道が発注する工事の内、「段階確認・材料確認又は立会を、映像確認できる工種」及び「本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場」とし、特に以下の条件にあてはまる工事が望ましい。

- ・ 施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するにあたり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事
- ・ 構造物等の立会頻度が多い工事

3. 試行件数

全道で50件の試行を発注者指定型として実施することを目標とし、各建設管理部の目標件数については別表1による。なお、発注者指定型以外の工事で遠隔臨場を実施する工事についても試行の対象工事として取り扱うものとする。

4. 試行の実施

試行要領を基本とするが、令和3年度(2021年度)の試行における実施方法を以下の(1)から(4)のとおり定める。

(1) 試行方法

① 新規発注工事

試行を実施するにあたり、特記仕様書に発注者指定型の工事については、『工事現場の遠隔臨場(発注者指定型)』を記載し、それ以外の工事には『工事現場の遠隔臨場(発注者指定型以外)』を記載することとする。

② 発注手続き済みの工事

契約後の受発注者間協議により試行対象として有効な検証結果が得られると判断した工事については、発注者指定型として取り扱うものとする。

③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として行う遠隔臨場の試行は、発注者指定型として取り扱うものとする。

④ その他

発注者指定型以外で受注者より遠隔臨場の試行実施希望があり発注者の体制が整っている場合は、遠隔臨場の試行を行うこと。なお、遠隔臨場を行った場合は調査の対象として取り扱うものとする。

- (2) 映像と音声の「撮影」に関する仕様の運用
撮影については、試行要領を基本とするが、通信環境及び映像による目的物の判別が可能であることを勘案して、受発注者協議の上、画素数は320×240まで、フレームレートは5fps まで落とすことができるものとする。
- (3) 映像と音声の「配信」に関する仕様の運用
配信については、試行要領を基本とするが、映像と音声の「撮影」に関する仕様に対して、適切な転送レート（平均150Kbps 以上）を選択することができるものとする。
- (4) 費用の負担
試行にかかる費用の負担については、以下の通りとする。
発注者指定型 : 試行にかかる費用の全額を技術管理費に積上げ計上する。
発注者指定型以外 : 試行にかかる費用の全額を受注者の負担とする。
なお、発注手続き済みの工事において受発注者協議により試行対象として有効な検証結果が得られると判断した工事の場合や「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」の場合は、発注者指定型として取り扱うものとする。

【発注者指定型における費用の算出方法】

試行にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。なお、管理費区分は「9：全ての間接費対象外及び循環税相当額」を選択すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト : 5 年

ハブ、ルーター、リピーター、LAN ホスト : 10 年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aioiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

〈費用のイメージ〉

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ② 撮影機器の設置費（移設費）
- ③ 通信費
- ④ その他（ライセンス代、使用料等）

〈留意点〉

- ・ 従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者から見積もりを徴収し、対応すること。

5. フォローアップ調査

令和3年度に本試行を実施した工事の受発注者を対象にフォローアップ調査を実施する予定である。また、発注者指定型以外の工事でも試行することとなった工事は調査対象とする。なお、調査内容等については、改めて依頼するものとする。